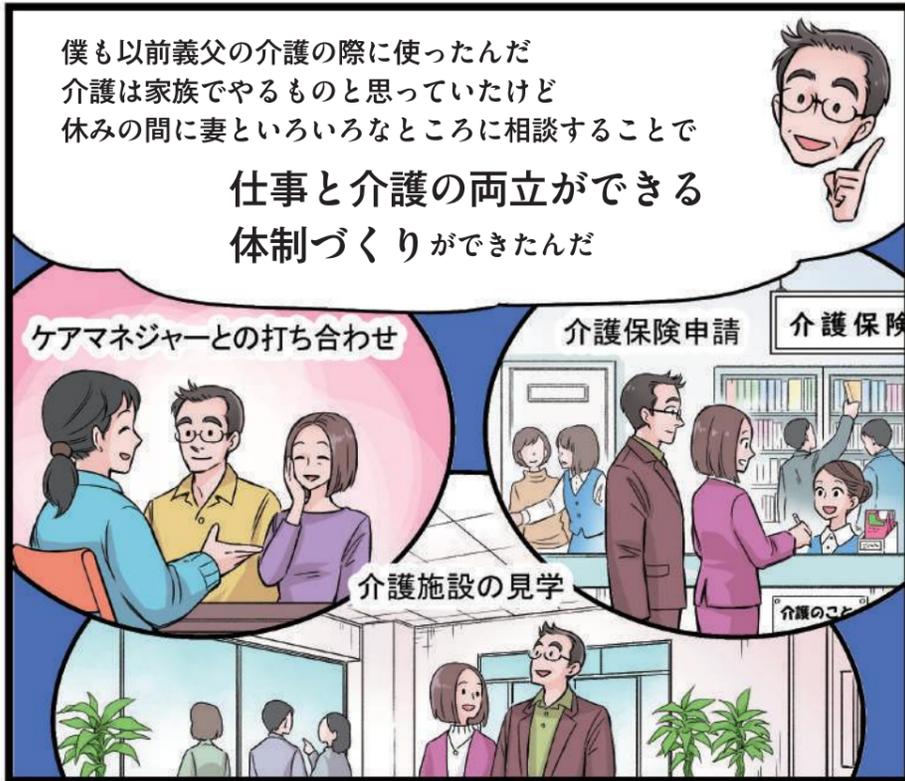




※育児・介護休業法に基づく介護休業制度



point 介護休業

対象家族1人につき3回まで、**通算93日まで休業**できます。有期契約労働者(パート、アルバイト、派遣など)も一定の要件を満たせば取得できます。

point 介護休暇

介護や通院の付き添い、介護サービスの手続、ケアマネジャーとの打合せなどを行うために、**年5日(対象家族が2人以上の場合は年10日)まで、1日または時間単位で休暇**を取得できます。



短時間勤務等の措置

事業主は、利用開始日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な措置を講じなければいけません。会社によって利用できる制度が異なります。

- 短時間勤務制度
- フレックスタイム制度
- 時差出勤の制度
- 介護費用の助成措置

所定外労働の制限 (残業免除)

介護が終了するまで、残業を制限することができます。

(例)

時間外労働の制限

介護が終了するまで、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限することができます。

(例)

深夜業の制限

介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの労働を制限することができます。



制度を活用して 仕事と介護が両立できる 体制づくりを整えてくれ!

わかりました! さっそく妻にも 相談してみます!